

議案第76号	三田市立学校施設目的外使用条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	中学校に新設される武道場について、目的外使用する場合の使用料を定めるため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【趣旨】 本年度市内中学校8校に新築される武道場について、当該施設を目的外使用する場合の使用料を定めるに当たり、当該条例を改正しようとするもの。

【関係法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条

【内容】 ●武道場の追加（別表）

（現行）

別表（第5条関係）

使用時間	8:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00
施設名			
屋内運動場	800円	1,000円	1,500円
教室（1室につき）	250円	300円	450円
運動場	400円	500円	

（改正案）

別表（第5条関係）

使用時間	8:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00
施設名			
屋内運動場	800円	1,000円	1,500円
<b>武道場</b>	<b>800円</b>	<b>1,000円</b>	<b>1,500円</b>
教室（1室につき）	250円	300円	450円
運動場	400円	500円	

【施行期日】

平成23年4月1日

【予算措置】

平成22年度：3,000円

【その他】

- ・学習指導要領の改訂により、中学校において武道・ダンスが必修化、平成24年度からの完全実施に向け、市内中学校8校全てに武道場を設置したもの。
- ・使用料については、他の類似施設や学校体育館における目的外使用料を参考として設定した。